

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成30年9月13日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 東京地方裁判所第2会議室
- 3 参加者等

司会者 前 田 巖（東京地方裁判所刑事部判事）
裁判官 今 井 理（東京地方裁判所刑事部判事）
検察官 西 澤 芳 弘（東京地方検察庁公判部副部長）
検察官 入 江 淳 子（東京地方検察庁公判部検事）
検察官 栗 木 傑（東京地方検察庁公判部検事）
弁護士 堀 越 孝（第一東京弁護士会所属）
弁護士 川 崎 良 介（東京弁護士会所属）
弁護士 牧 野 茂（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者7名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者との意見交換会を始めさせていただきます。本日は、裁判員から見た量刑評議というテーマで意見交換を行わせていただきたいと思いますと考えております。

まず最初に、今日御参加いただいている裁判員経験者の方がそれぞれ御担当になった事件のあらましを私の方で御紹介させていただいて、裁判に御参加いただいたときの感想をそれぞれ伺いたいと思います。事件を御担当いただいてから今日までに若干時間が経っておりますので、経験されたことを基にその後考えられたことなどもあるかもしれませんので、それを含めていただいても結構です。

今回御参加いただいている方のうち1番の方、3番の方、5番の方は同じ事件の裁判員として従事されたと伺っておりますので、まずお三方の事案を

紹介して、御感想を伺うことにしたいと思います。

1 番の方、3 番の方、5 番の方が御担当になった事件は、強盗傷人という事件でした。パチンコの景品交換所の営業資金として運搬される1000万円ぐらいの現金を、被告人が二人と更にもう一人実行犯となった者、それから更には氏名の分からないバックにいる者などが共謀の上、現金を強奪しようとしたという事案です。実行犯は、お金を運んでいた40代の女性に、大きなバールで後ろ膝を殴って、振り返った被害者の左脇腹だとか、左側頭部をバールで殴るという暴行を加えて反抗できなくしてお金を奪い取ろうとしましたが、たまたま非番の警察官が通りかかったためにお金を奪うことはできずに逃走したということです。被害者には全治1か月間を要する左頬骨の開放骨折、顔面挫滅等の重い傷害を負わせたという事案でした。運転手役を務めた被告人には懲役5年、首謀的な役割を果たしたとされる被告人には懲役8年6か月という刑が言い渡されたという事案でした。

1 番の方は、こういう事件の審理、評議に御参加されて、どんな御感想を持ったか、考えさせられたか、これをまず伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

1 番

まず最初に、殺人事件じゃなくてよかったなというふうに率直に思いました。あとは、今おっしゃったような共犯者がいますので、量刑を考えるときに、その量刑が多分共犯者ごとに違うんだろうなと、そういうふうにしなないといけないんだろうなというようなことを思いました。

司会者

ありがとうございます。3 番の方はいかがでしょう。

3 番

非常に緊張したというところもありましたし、あと量刑を、共犯者がおりましたので、判決がそれぞれ違うというところで、どう出していくのかなと

いうところはすごく考えさせられました。

司会者

それでは，5番の方。

5番

1番の方と同じように，凶悪な殺人事件ではなかったので，さほど心的ストレスというのは感じないで臨めるんだろうなというふうには思いました。内容を見たときに首謀者が暴力団だったので，そういう世界の話なんだなというふうが一番最初に感じました。

司会者

2番の方の御担当された事件は，現住建造物等放火，殺人未遂という事件でした。被告人は20代の会社員でマンションに奥さんと住んでいたんですけども，会社での長時間労働とか，仕事の内容とか，あるいは奥さんとの夫婦関係にも不満を募らせて，死にたいという思いを持つようになり，事件の1か月ぐらい前から自殺を図るようになりました。事件当日は，自殺して奥さんだけが生き残ると不幸になると思って，自宅に火をつけて奥さんを道連れに無理心中しようと，自宅の脱衣場の廊下にタオルとか衣類とか段ボールとかを置いて火をつけて放火に及んだわけですが，その間に目を覚まそうとした奥さんの首を絞めて失神させたりもしています。だけれども，奥さんは消防隊員に救出されて，気道熱傷の傷害を負ったけれども死亡させずに済んだということで，殺人は未遂となっています。被告人はこの後，警察署に自首したという事案でした。被告人は，懲役3年執行猶予4年という刑が言い渡されたということですが，この事件に御参加いただいた御感想，考えさせられたことなど御紹介いただければと思います。

2番

まず初めにこの事件を担当すると分かったときに，罪状が放火と殺人未遂ということで，正直，大丈夫かなとすごく思ったんですけども，審理が進

んでいく中で証拠の書類とかを拝見して、人がお亡くなりになってないということと、焼けてしまった面積がそれほどでもなかったというところで、心的ストレスというふうには特段とりませんでした。量刑を決めるに当たって、私の中で放火というのはとても重い罪だと思ってはいたんですけども、今までの過去の事例をいろいろ拝見させていただいて、こういう判決になっていくんだなということで、大変考えさせられる事件でした。

司会者

当初お考えになってたそれとは大分違うなという印象を持たれたということですか。

2番

そうですね。はい。

司会者

次に、4番の方の事件は、拳銃の発射、それから建物に向けて拳銃を発射して物や建物を壊した、それからあとは覚せい剤を使ったという事件でした。拳銃を発射したというのは、大手ゲーム機メーカーの会長の家に拳銃を発射したと。共犯者とともに2回にわたってそういう犯行に及んだという事案でした。犯行自体がなぜ起きたかということについて、判決では、被害者を威嚇したことに対して、その対立関係にある者から謝礼がもらえると、そういう対立関係にある者を脅したことで謝礼をもらうということで行われたということのようです。4番の方の御担当の事件では、暴力団構成員自身ではなくて、使われた人が被告人となりました。それから、執行猶予中に自分で覚せい剤を使っているという事情の事案だったと。刑としては、間に裁判が入っているということで、拳銃発射、拳銃を持っていた事実については懲役5年、覚せい剤を使った件については懲役1年4か月の判決を言い渡した事案ということでした。裁判員裁判の中でもあまり聞かない事件かなというところもありますが、裁判に関与されてどんなふう感じられたかお聞かせください

い。

4 番

まず、裁判員候補者に選ばれて、集まってくださいということで、担当するものは何なんだろう、殺人事件に絡むのかとか、いろいろ不安がありながら、裁判所に来ました。暴力団関連の事案でしたので、やはり暴力団という人たちが絡んでいるものを裁判するというところに一抹の不安はありました。やっていく中で、裁判官からのフォローとかでそういった不安は払拭されて、参加といたしますか、裁判でいろいろ議論させていただいたかなという感想を持っています。先ほど説明にありましたとおり、覚せい剤と銃刀法の違反ということで発射の幫助みたいな事案でしたが、そもそも二つの事件をどう評価する、どう判断して刑を決めていくのかとか、もう全くの素人ですので、どうなるんだろうなというようなことを思いながら評議に参加させていただきました。

司会者

次は6番の方の事件ですが、これは今の拳銃発射の事件の暴力団構成員の共犯者です。事案としては先ほどの事案と共通ですが、御担当されてどんなことを考えられたり、感じられましたか。

6 番

裁判員に選ばれる前に自宅にマニュアルとかが送られてきて、ある程度そういうので予備知識とか持って挑んだつもりだったんですけど、暴力団関係者ということで、若干先入観といたしますか、暴力団イコール悪党みたいな感じで挑んじゃったかなという気がしないでもないです。その中で検察官の方々の細かい説明とかがありまして、事件の背景とかがすごく分かりやすかったです。ただ、量刑に関しては、他の事件での刑が数年あってそれを足して何年みたいな感じなんで、足しちゃうと全体としてちょっと重いのかなみたいなふうな感じで考えちゃうと、その事件自体の本質からちょっと外れち

やって。野菜じゃないですけど、菜っ葉とこれを買ったら幾らかで、ちょっと安くなるみたいな感覚の考え方はよくないのかなというのを思いながら挑んではいたんですけど。あと、量刑に関して、過去の事例に基づいて何年だとか、この程度の事件だったら何年と当てはめてやっていくわけなんですけど、果たしてその物差しというのが、過去の事例で合ってるかどうか。人が決めたことなので、重いと感じる人もいるだろうし軽いとを感じる人もいるだろうと思うんですけど、そこら辺のせめぎ合いというのを弁護人と検察官がやってて、弁護人の方はなるべく少なく言うんですけど、検察官の方は過去の事例に基づいてこの程度という年数で、せめぎ合うんですけど、それに対して我々は部屋に戻ってから意見交換しながら、何か多数決でやっていくという感じなので、果たして我々は必要なのかなというふうにふと思った場面もあったんです。感想としては総体的にはそんな感じでやってきたというところですよ。

司会者

ありがとうございます。今お話のあったところの説明を抜かしてしまっただけで申し訳ありませんでした。6番の方の担当された事件は、被告人が別の恐喝事件で懲役6年6か月の言渡しを既に受けていまして、それが上告中というタイミングでこの事件の判断を求められたということでありました。そういうことで、それがあつたことをどう考えるのかというところが難しかったということですね。

6番

そうですね。はい。

司会者

ありがとうございます。それでは、次に7番の方の御担当になつた事件は、傷害致死の事件でした。路上で、通りがかりで、何見てんだというような形で文句を言って絡んで、その後つかみ合いになつたと。こういう中で被告人

が相手の胸付近を両手で強く突き飛ばして路上にあおむけに転倒させて、その結果、後頭部を強く路面に打ちつけて被害者がお亡くなりになってしまったという傷害致死の事案で懲役5年の刑が言い渡されました。今までの方と違ってお亡くなりになった方のいる事件でしたが、参加されて考えられたこと、あるいはお感じになられたことを御紹介いただければと思います。

7番

大変いろいろなことを考えさせられる事件でした。最初は、傷害致死と聞いただけでもう重いなあという感じで、裁判所に来た当日は結構暗い気分で帰ったのを覚えています。ただ、翌日からいろいろな形で事件と向き合っていく中で、大変いろいろなことが勉強になりました。量刑を決めるというのはもちろん重いことなんですけれども、その決め方というのも、素人でも分かるような形になってまして、みんな6人チームで決めていく中で、最終的にはいい判断ができたんじゃないかなというふうに思っております。

司会者

ありがとうございます。今それぞれの御担当の事件を御紹介させていただくとともに、当時お感じになった、あるいはその後考えたことも含めていろいろ御感想やお考えになったことを伺いました。

それでは、本題に入らせていただきたいと思います。刑を決める中で、行為責任を基に考えるという説明がそれぞれ検察官や弁護士、また裁判官からもあったのではないかと思います。法廷では検察官、弁護士が説明し、評議室では裁判官が説明してということがあったと思いますし、皆様に御参考ということで量刑のグラフが示されたこともあったかと思います。そういう説明、あるいは示されたツールとしての量刑グラフが分かりやすかったとか、こういうところが分かりにくかったとか、あるいは感覚として我々と違うとか、あるいはそのグラフを何で使うのかよく分からないといった感想や、行為責任という考え方を含めて、御意見を伺ってまいりたいと思います。

まず、刑を考える上で行為責任、要は被告人が行った行為の責任、これは行為自体がどれだけ悪いのかとか、あるいは、そういう悪いことをやると決めたその意思決定をどれだけ非難できるのかということを中心に刑を決めてもらうんですという説明だったかと思います。そのこと自体が刑を決める上で重要だということ、これに納得がいったのかどうか、市民感覚から見て腑に落ちるものであったのかどうか、そこを伺ってまいりたい。またそれを解消し、理解する上で、検察官、弁護人あるいは裁判官の説明は、腑に落ちるものだったのか。そういうところを伺ってまいりたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。4番の方。

4番

経験のない裁判員裁判に参加させていただいて、どういう形で裁判が進んでいくのかなと思っていたんですが、まず一番最初に検察官に事件の概要を説明していただきました。そのときにパワーポイントとかで非常に分かりやすい説明の概要書みたいなのがあるということに、まず驚きました。とても進んでるというか、裁判員に気を遣ってるんじゃないかな。裁判員の我々に分かってもらうためには何をやらせたいのかというのを大分気を遣っていただいていると感じたのを覚えています。同じように弁護人の方も、裁判員に分かりやすくというようなところを常に意識されながら、いろんなことを進められていたのかなと記憶しています。とはいえ、非常に短い、時間が限られている中でいろんなことを説明されていくので、やはりボリュームが多くて、事件の経緯とかは頭の中になかなか入ってこなくて、逐次、裁判官の方に、控室に戻ったときにフォローしていただいたりとか、いろんなことをやっていただいたということで、裁判官、検察官、弁護人の方が相当裁判員に気を遣って、いろんなことを準備してやっていただいているんだなと感じました。

司会者

今のは、事件の内容だったり証拠として示されたものの分かりやすさとい

うことだったかと思うのですが、それを踏まえて刑を決めるという段階の考え方の説明とか、あるいはその考え方自体についての腑に落ち具合と申しますか、その辺りはいかがだったのでしょうか。

4 番

裁判員として選ばれた人というのは無作為で選ばれた人というので、他の裁判がどうかは分からないんですが、私が担当した事案では、非常にバランスのとれたメンバーだったかなというふうに思います。いろんな議論をしていく中でいろんな意見が出て、男性、女性、年齢層、それぞれ違った見方の意見が聞けて、その中で私自身も、あっ、そういう見方もあるのかというようなところも含めて、議論させていただいて、最終的には判断をしたと。ただ、私自身には量刑の物差しがないので、その物差しをどういうふうに考えたらいいかというようなところでは、量刑グラフのいろんな事件、傷害事件、殺人事件、そういったときにはこのぐらいだというような物差しとして役に立ったのかなというふうには思いました。ただ、一方で、私の担当した事件は、暴力団の組員の人、本当に最終的な指示をした人とか、何人か関係する被告人がいて、先に量刑が決まっている状態だったものですから、量刑を決めるときに落としどころというんですかね、それが絶対的な評価というよりも、相対的なものも含めて考えていったというところがあるので、あっ、なるほど、こういうふうな進め方、考え方で決めていくということもあるんだなというふうには感じました。

司会者

ありがとうございました。今のお話では、事案の説明とか証拠の内容とか、そういうものは理解しやすかったと。その上で話合いも、いろんな議論ができた。その際に量刑を考える物差しとしてのグラフは役に立ったという御意見だったんですが、他方で、共犯者のいる事件で先に共犯者の刑が決まっていたので、それもらみながらの考え方ということだったという御紹介だ

ったと思います。他の方からはいかがでしょうか。はい、どうぞ。1番の方。

1番

私も、資料は非常によくまとまっていたので、短期間で非常に理解ができました。それから、量刑グラフも分布図みたいになってまして、これも非常に分かりやすかったということで、一つのツールとしてはかなり完成されたものではないかなという感想を持ちました。冒頭にも言いましたように、共犯者がいましたが、共犯者によって量刑が変わるというのは理解できるんですが、じゃ、どれぐらいの差が付いて、順番としてはどうなのというのが、自分自身では決めてましたけども、他の裁判員の方には考え方が違う人もいて、量刑の順番が違うとか、そういう方の意見もいろいろ聞いてると、ああなるほど、そういう見方もあるんだなというふうなことは自分でも思いました。皆さんがいろんな意見を出して、最終的には集約したということで、こういう決め方が一般的なのかなと思いましたが、たまたま今回の担当した事件がそうだったのかも分かりませんが、量刑の決め方としては、一応はよく理解できたなというふうに個人的には思っています。

司会者

他の方はいかがでしょう。どうぞ。5番の方。

5番

初めて裁判に関わらせていただいて、やっぱり資料とかが非常に分かりやすくまとめてそろっているの、弁護人からの質問とか弁論とか、あるいは検察官の陳述とか、非常にスムーズに分かりやすく進められたという印象です。今回の件は証拠がほとんど固まっていたので、あとは量刑をどうするかという、そこだけだった感じがするんです。被告人もみんな認めていましたので、そういう面では割とスムーズで、もう抜けてる穴がないという感じでしたね。量刑をどうするかというそこだけでしたので、非常に分かりやすいものだったと思います。量刑を出すときに、量刑グラフがないと多分我々もど

ういうふうにして判断していいのかというよりどころがなかったものですから、やっぱり量刑グラフが出てくると、それがよりどころになって、大体これぐらいなのかなという感じで決められたので、それは非常に参考になったと思います。ただ、その決め方としては全体で投票でやるので、そうするとばらつきがあって、裁判官がここへ一人入ってないと、ということでだんだん下がっていくという、そういう決め方をするんですけど、そこは果たしてそれが妥当なのかどうなのかと思いました。ものすごくバランスが離れたときに、思ったよりもかなり軽くなったりするんじゃないかということで、そこはどうなのかなと思いました。事件に関しては証拠が全て出てきているのでよかったんですけど、裁判官から一般論としてですけど、その人たちの生い立ちというか背景というか、その辺の情報が出てくると、またちょっと考え方が変わったりするんですよ。それは当然その裁判以外での、審理以外での話なんで、あまり関係ないといえば関係ないと思うんですけど。ただ、暴力団ですから、どういう生活をしてきてこうなったのか。本人も多分好きでなったわけではないとは思っているので、そういう辺りの背景的なことは何かもうちょっと知りたかったなというのはありました。

司会者

ありがとうございます。ただいまのお話の中で、投票のばらつきの話は、法律の規定で裁判官と裁判員が両方入る多数でなければならないという、その辺りに若干違和感があったと。

5 番

そうです。その方法論といいますかね。

司会者

それからもう一つは、被告人の背景ということで暴力団とは一般論としてどういうものかという説明が。

5 番

そうですね。事件に関する情報、その人が何をしたというのは、それはもうちゃんと行為責任という部分で出てるんですけど、どういう人なのかというのは、経歴といいますかね、何かそういうのはちょっと知りたかったなというのはありました。

司会者

それは、この人にふさわしい刑というのを考える上でやっぱり気になることでしょうか。

5番

そうですね。情状の部分にも関わってくると思うんですけど、そういう生い立ちだと、これちょっと見なきゃいけないな、考えなきゃいけないなという部分も多分何か出てくるんじゃないかと思ったりしてですね。僕が担当したのは、かなり悪質というか、これは印象としてですが、根っからやっぱり、少年院に何度も出たり入ったりしてるんで、これを機に暴力団から脱しますという宣言はしてますけど、聞いてても場馴れしてるというのが非常によく分かりましたし、数か月前にも事件を起こしてるわけだから、そういう意味でそういう印象をすごく持ったんですよね。なので、そういう面でももうちょっとその人となりの背景は知りたかったなと思いました。

司会者

分かりました。今おっしゃられたのは、一般情状という部分の要素かもしれませんが、そこを切り分けることの難しさみたいなものをお感じになられたところもあるんでしょうか。

5番

はい。ただ、切り分けることの難しさもあったけど、先ほど言いましたように、証拠がそろっていて、本人も認めているから、あとはもう情状の部分でどれぐらい軽くするかという、何かそっちへの思いの方が強かったですね。

司会者

ありがとうございます。今の点に関して他の方からいかがでしょうか。多分、検察官、弁護人のプレゼンも行為責任という形で、まずそちらを重視するんだという形のものであったと思いますし、また裁判官の説明や評議の進め方もそうであるだろうという前提で意見を伺っておりますが。どうぞ。7番の方。

7番

私の事案では、被告人が若いということで、弁護側は執行猶予を付けてくれということだったんですね。そもそも執行猶予が付けられるかというところから議論がスタートしまして、先ほどの方がおっしゃっていたように一般情状ですね。その事件、行為自体とは関係ない、その人の前科ですとか状況ですとか生い立ちですとかですね。その辺りが割とクローズアップというか、提示されたんですね。そうすると、一般市民としては結構そちらに流されてしまう感じがあって、そこを裁判官とかに、あくまで行為について刑を決めるんだというところを何回か軌道修正していただいたところがあるので、この辺りは裁判に慣れていない一般市民からすると割と流されがちだなと。私も結構かわいそうだなみたいな方に行きがちだったので、この辺りはちょっと注意しながらやらなければなというのを感じました。ただ、その辺りは裁判官から、きちんとお示しいただいたので、最終的にはスムーズにまとまりました。

司会者

ただいまのお話ですと、これはルールの解釈の問題としてはそういう軌道修正はあるんだろうと思いますが、感覚の話として裁判官の説明したルールというのは、ああ、なるほどなと思えるものなのか、えっ、そうなのという、何か疑問というか違和感といったようなものをお感じになったのか。その辺りの率直な感想は。

7番

それは説明を受ける中で、結局はなるほどなというところに行きました。

司会者

一番腑に落ちたところとしては、どんなところが腑に落ちましたか。

7 番

その生い立ちがどうであれ、前科がどうであれ、あともう1点あるんですけど、刑を決める上で調整要素というのを検察側の方がおっしゃって、その調整要素と刑を決めるところというのがすごく難しく、そこは結構こんがらがってしまったところがあったのですが、これも最終的には御説明を受ける中で腑に落ちて、なるほどなと、そういうことで刑を決めてはいけないんだなということが、ルールとしてみんな裁判員も分かってきて、最終的にはそういう形で正しく判断できたかなと思います。

司会者

評議が終わるまでには不全感みたいなものを残さずに納得できたという感じなんでしょうか。

7 番

そうですね。それとメンバーも結構みんな言いたいことを言って、裁判官にも、どうしてなのということを結構言いましたので、そこでいろんな疑問とか、どうしてというところが払拭された結果だと思います。

司会者

他の方からはいかがでしょうか。私はやっぱりそこが腑に落ちなかったとかいうのでも構わないんですが。いかがですか。2番の方。

2 番

検察官から示された冒頭陳述のメモは、着目してほしいポイントが明確だったので、評議に入るときも、そのポイントポイントで裁判官の方が進めてくださいました。じゃ、こうだよねと話は一且落ち着くんですけども、話してると、またこんがらがっちゃうときもありましたが、裁判官がホワイ

トボードにちゃんと書いてくださって、こうだよ、ああだよというのを示してくださったので、そこで皆さん議論するときに整理ができたかなと思っております。量刑グラフも拝見したんですけれども、現住建造物等放火と殺人未遂の事件で、重なるとどういう刑になるんだろうかというところいろいろグラフを拝見して、過去の事例とかも拝見して、ここが妥当なんじゃないかと。あとは争点のポイントをあれしてから、先ほどおっしゃったように情状酌量の部分をどうするかというところを含めて結構活発な議論ができて、最終的に皆さん納得して量刑を決められたかなと思っています。

司会者

3番の方、6番の方は、いかがだったでしょうか。

3番

今回は争点が量刑だけで、最初量刑グラフだけで判断していいのかなとちょっと不安でした。共犯と累犯とか、未遂であるとか、いろんところで考慮していかないと、正しいというのはないのかもしれないんですけど、怖いという印象は正直ありました。

司会者

6番の方はいかがでしょう。

6番

そうですね。量刑に関してですと、やはり物差しのものというのは過去の事案でやらざるを得ないというのが現状なんでしょうけど、素人の私なんかからすると、そこにはめていけばいいわけですから、非常に分かりやすかったです。ただ、情状酌量の有無というのは、弁護人が、お涙頂戴じゃないですけど、我々聞いててちょっと笑った部分もあったんですけど、事件と関係ないじゃんみたいな部分があつて。本人も暴力団で慣れてるんですよ。暴力団はやめないときっぱり言ってるような方なので、非常に分かりやすいといえば分かりやすい方で、ぶれてない感じで。元奥さんみたいな人が出て

きましたけど、無理やり出されたという感じで、弁護人からすると一生懸命ですけど、弁護人も大変だなと思いましたね。情状酌量と言ったとき、何でもいいから引っ張り出してきて、少しでも、何か月でも何年でも刑を減らしたいというその努力は、やはり弁護人としての役割というのをすごく感じられましたね。

司会者

今伺った中では、まず一つは行為責任という考え方についての説明は最後までには御理解いただけたというか、そういうものかということ、それが変だとは思われずに臨まれたというお話ですかね。それから、評議に当たって使うツールとして量刑グラフが皆さんに示されて、そういうものかという感じだったようですが、出てきた意見では、要するにこれがないとどうやって判断していいのか分からないということで、数字に落とし込む上で参考にする、これはそういうものとしてそんなに違和感がなかったという感じなんでしょうか。

さらに、皆さんの御担当された事件をどうやってその数字に結び付けていくのか、そのグラフの中でどの辺りに位置付けられるのか、重いのか軽いのか、真ん中辺りなのかと、前提となるいろんな事情について話合いをした上で、そういう評価をされていったのではないかと思います。それに当たって、法廷で見聞きした、事実を基に自分としてはまずこう思うと、自分なりの意見を作る、これがしやすかったのか、しにくかったのか、あるいは何かよく分からなかったのか、この辺りの感触はどうだったのかをお伺いしたいと思います。割と今のお話の中だと、いろんな意見が活発に出たようでしたが、話の進め方としてこんなふうにしてもらったらもっと言いやすかったということがあれば、それを含めても構いませんので。

4番

雑談の中で、発砲事件だと最大でこのぐらいだというような話が出てきて

いたように思っていて、じゃ、人が亡くなってる事件ではないですし、物損があるので、そこが基準になるんだろうなと、まずその起こした事件そのものはそうだなというところから、どこに落ち着くのかなというふうな判断をさせていただいたので、あまり混乱するというようなことはなかったです。

司会者

他の方はいかがでしょうか。御担当された事件はどの辺に位置付けられるか自分なりの考えとしてまとめること、これがしやすかったのか、そうじゃないのか、あるいはこういうところが迷ったとか、その辺りをお聞かせいただければと思うんですが。どうぞ。6番の方。

6番

4番の方と同じ事件で、やはり死人が出なかったというのが一番のあれかなとは思いますが、住宅街で発砲してるんで、新聞配達の人が通ったとかというのもあるって、もしかしたら弾がそれて当たったかもしれない、非常に危険な行為だということで、ある程度加味されて刑が多少重くなったんだなというふうには考えてはいるんです。撃つ場所によっても大分違うところがあって、これが山奥の一軒家だと、同じ発砲でもまた違ってきたりとか、背景を見ながら考えました。当時テレビでもやってたんですけど、ワイドショーなんかだとかなり装飾してますので、なるべくテレビは見ないようにしました。知り合いにも話さないようにして、あの暴力団はこうだとか、被害者の社長はもともと悪党だったとか、何かいろんな話があるので、そういう先入観がないように、やはり刑を決めるに当たって、私なんか素人ですから、それが一番大事かなというのがありまして。

司会者

そうすると御自身でこのぐらいじゃないかというのを考える上ではそんなに御苦労は。

6番

それはなかったですね。

司会者

他の方はいかがでしょうか。こんなやり方では分からないと思われた方はいらっしゃるでしょうか。そういうふうにはあまりお感じにならなかったと伺っていいのでしょうか。

5 番

量刑グラフがあったので、あれを見ればおおよそこのぐらいの落としどころだなというのは出てくるので、そこに関しては大体みんな似た方向に行けたんじゃないかと思うんです。ただ、審理のときに暴力団の首謀者のお友達が出来まして、求刑10年と言ったときに目の前でガッツポーズしたんですよ。そういうのを見ると、我々素人は普通10年といたら結構重いつてるんだけど、累犯だから10年ぐらいだったらよかったという世界なんだというのは非常に驚きまして、そういうのがやっぱりどうしても情状の方に振ってしまったというのはあるかとは思いますが。そういう場面はちょっとありましたね。もう一方の共犯者の、どちらかと言うと使われた方なんですけど、こちらはお母さんがわざわざ北海道から出てこられて、もう涙ながらに、足を洗わせて最後は北海道に帰してうちで面倒見ますというような、そういうのがすごく量刑判断する上で一般情状で振れたという、動いたというのはありましたね。暴力団ですので、その背景のことを何も言わないわけですね。この情報はどこから来たんですかという、いや、それは言えません。これはどうですか。それは言えません。なぜですか。私にも家族にも危害が加わるおそれがあるのでそれは言えませんという、そういう感じだったので、そこはやっぱり、ああ、そういうことなんだなというふうな印象もありましたね。

司会者

他の方からはいかがでしょうか。

1 番

私も 5 番の方と同じ事件を担当したんですけれども、今回の事件については、主犯格、それから実行犯、それから実行犯であるけれども実際に人を殴ってない、車の運転だけで参加したという 3 人の登場人物があったわけですけど、主犯格の人は、その犯行を計画して、いろんな準備をして指示をしたということで、検察官の論告も聞いて、この方の量刑としてこれぐらいだろうということはすぐ何となく判断できたんですが、実行犯の方と車を運転した方、ここをどうするかというのでちょっと悩みました。車の運転をただだけで、実際に人を殴ってはないけれども、殴るという行為をすることが分かっててやったんだから、内容としては同じという考え方もできるし、実際に殴った人も、死亡はしなかったけども、打ちどころが悪いと当然死亡するということも予見できたと言えれば主犯格の人とそんなに差はないんじゃないかとも考えられると。それで、主犯格の人はある程度スムーズに自分自身で判断できたんですけど、その他の人はちょっと苦労したというか、ちょっと悩みました。

司会者

皆さんは、法廷でいろいろ見聞きした証拠に基づいて、事件の位置付けについて、御自身で自分なりのお考えを導くことができ、また評議の中で他の方と話合いもできたということですが、例えば、裁判官と大分違うなどお感じになられたところがありますでしょうか。あるいは検察官や弁護人がそれぞれ事件についてこういう刑が相当だという意見を述べたりしますが、それもちょっと違うなどか、えっ、そうなのとか、聞いたときに、あれっとか、おやっとか思ったことはありますか。

7 番

先ほど申し上げたように、弁護側は執行猶予を求めていたので、最初の説明のパワーポイントを見ると、素人に分かるように、本当に簡易に書かれて

いて、それだけをばか正直に見ると、これは執行猶予を付けなきゃいけないんじゃないかとミスリードするような内容だったんですね。これだけかわいそうだし反省もしてるし、みたいなものをいろいろ並べてですね。そこがちょっと、あれっと思ったところでした。ただ、評議の中で、こういうことで流されちゃいけないんだよというのはもうみんな分かったので、そこに流されることはなく、いや、あの弁護人がついてかわいそうだったよね的な感じに最終的には落ち着いたわけなんですけれども、そこはやっぱり最初に注意しないとイケないなとか、割とすんなり何でも信じちゃう人だと、そういうところに割と持っていかれてしまうとか、流されてしまう可能性はあるなと感じました。

司会者

では、これまでの話の中でも、重視しなきゃいけないのは行為責任だという説明があって、また皆さんもそれはそういうものだというのを御理解、御納得されて御判断、御意見を述べられたということですが、他方で、それだけで決めるわけでは決してなくて、一般情状、反省だとか被害弁償だとか、いわゆる前科があるとか、そういうもろもろの事件の外の事情なども考慮して刑を最終的には決めると、こういうことであつたと思います。これまでのお話の中でも若干触れられていましたが、一般情状というものの扱いについて、どんなふうにお感じになられたか。それは先ほどの行為責任の説明とかを聞かれて、そういうものだと思われたのか、やっぱりちょっと違うんじゃないとか違和感があつたとか、その辺りの皆さんの感じ方について聞かせていただきたいと思います。例えば7番の方のお話では、割と弁護人はそこを強調されてたということなんでしょうか。

7番

そうです。逆に検察側は、もう前科があるんだから駄目でしょうというような、結構決めつけ論調だったんですね。そのすごい対立というのはなか

なか一般市民的には不思議だなと思いました。

司会者

その不思議だなと思われたのは、最終的には、なるほどなど。

7番

ええ。最終的には、なるほどというところだし、評議の中でみんながきちんと考えていくことができたので、そこはよかったなと思います。

司会者

今のお話は、主として前科があるからということで、先ほどの執行猶予を付けるかどうかというところのお話ですね。

7番

そうですね。検察側は割と刑を重く出してきて、その前提として前科というので、明確に出してきたところがびっくりしました。

司会者

他の方からはいかがでしょうか。こういう事情の扱いで違和感があったとか、あるいは、なるほどなと思ったとか、そんなところで結構なんですけれども。あるいは、こんな事情って刑を決める上で意味あるのとか、こういうことは考えてもらえないのとか、そういう意味で違和感を持ったところがありましたら、そんなところも含めていただいてもいいかと思いますが。

6番

元奥さんが子供を連れて出てきたんですけど、果たして付き合いがあったのかどうか。無理やり引っ張り出されてきて、席に座らされて、今日は元奥さんが来て待ってるからどうのこうのと弁護人が言うんですけど、何かすごく違和感がありました。一緒に住んでるとかだったらいいんですけど、別にないだろうし、無理やり作り上げたというわけじゃないでしょうけど、情状のために何かやらなくちゃいけないみたいなので、手っ取り早いところで元奥さん、出番があったのかなとは思ったんですけど。事件と関係があるよう

なこととはまるっきり考えられないので、その中で奥さんが、暴力団をやめてもらいたいということを何回も言ったんですかという話に関しても、一度も言ったことはない、本人もやめる気はさらさらありませんと、自分はいつもかわいがってきた、親と一緒にだみたいな感覚なので、呼んでかなり印象悪いんじゃないかなというふうに私は思ったんですけど、小さい子供がいるんで、そこら辺で情状というところを狙ったんでしょうかね。結構マイナスかなとは思ったんですけど。弁護人からすると苦肉の策だったのかなと。ただ弁護人の方もかなり暴力団関係に慣れてるようなので、納得の上で刑の方もこのぐらいが妥当じゃないかというところもおっしゃってたので、それほど検察側と年数がそんなにずれてはいなかったんですけど、トータルの話は結構してたので、合わせて十何年とかいう話をして、それじゃ多いとか少ないとかという話になってきたんで、本件と関係ないというような感じで話のやり取りが始まったりしていました。この情状に関しては受け止め方で大分違うのかなというのを感じましたね。

司会者

他の方からはいかがでしょうか。一般情状の扱い方で違和感を感じたとか、あるいはこういうところをお考えになったとか。特にはなかったでしょうか。ちょっと元に戻るような話にもなるんですが、行為責任の領域と一般情状とのどっちの問題なのか切り分けが難しいといえますか、行為責任に係る情状と一般情状との扱いで難しいなとか、違和感、こういう切り分けをするのって何か分かりにくいなとか感じられたところはありますか。

5 番

そうですね。先ほどちょっと申しましたように、証拠はもう大分そろっていて、被告人も認めていて、被害者の方も示談を求めているというので、量刑グラフも出ていて、裁判官の方からこういう場合はこうですよという助言もあったので、そこに落ち着く、自分の中でこれぐらいだなというふうに判

断するのは、割とすぐできたと思うんですね。でも、結果、どれぐらい割り引いてあげるかというところを判断しなきゃいけない。そうすると、もちろん行為責任の部分でどれぐらいの本気度というか、悪意があったかという、そこを見るという、そういう難しさは当然。そこはでもかなり心的な、主観的な部分があるので。でも、それが一般情状の主観的な部分と非常に似通っているから、その辺りの難しさというのはちょっとありました。でも、結果的にはやっぱり差し引き、引き算の部分で一般情状の部分が大きくウェイトとしては占めていて、それでこれぐらいまで差し引いたという、何かそういう進め方を僕の頭の中でしたという、そういうことです。

司会者

今まで行為責任と一般情状を分けて伺ってきましたが、そういうものを順を追って段階を追って最終的に刑を決めていくということで、それぞれの御参加いただいた事件で刑が決められたと思います。結論を導く話合いの中で、難しいなと思われたところとか、もっとこうやってもらったら話合いがしやすかったんじゃないかとか、あるいはこういうところをもっと考えてほしかったなと思われたところがありましたら、全体として、あるいは事前の説明とかも含めて、お感じになられたところを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

5 番

結局、先ほどの話の続きになるんですけど、審理で出たものだけで判断するので、それはそれでいいんですけど、何かもうちょっとこういうのを知りたいと言ったときに、果たしてそれが聞けるものなのかどうなのか。聞いて調べてお出しただけなのかどうなのか。全然最初に聞きもしなかったもので、こういうもんだと思って、出たものでしか判断しなかったんですけど、そこがちょっとよく分からないですね。こういうのを知りたいんですけどと何か要求して言えるものなのか。そこがよく分からないまま終わりました。

司会者

例えば裁判官に、これどうなんですか、みたいなことをお尋ねになられたりはしましたか。

5 番

いや、あまり聞かなかったですね。

司会者

こういうふうに聞いてみたいんだけど、それは難しいですねと言われたとか、じゃ、聞いてみましょうねとか、そんなやり取りを裁判官とされた方はいらっしゃいますか。特にはなかったんですかね。私は割とそういう質問を受けることがあって、ルール上無理なものは無理と思いますが、直接証人なり被告人に聞けることであれば。

5 番

もちろんそれは審理のときには、どういう動機だったのかということは僕も聞いているんですけど、審理の時間というのは非常に短く、限られてますから、それ以上にいろいろ気になるところ、聞きたいところというのは出せるのかどうなのか。当然調べたりしなきゃいけないんだろうし、時間も掛かることになるんじゃないかと思うんですけど。

司会者

いかがでしょうか。他にもう少し工夫してもらえたらというところや話合いがしやすいようにする上でこういうところをというお話があれば。どうぞ。

4 番

私が担当した事件では、覚せい剤の話と発砲事件、二つのことについて最終的に結論を出さなきゃいけないということで、複数あるときの決め方については分かりにくいところがありました。一つずつの物差しというのは、先ほどの量刑グラフなどで分かるんですけど、そもそもケース・バイ・ケースのところもあるかもしれないし、ましてや、今回は覚せい剤の件で執行猶予

中にまた使ったというような状況で、誰が見ても、被告人は何をやってるんだという感じの事案で、分かりやすいといえば分かりやすかったんですが、犯罪が複数あるときにどういうふうに決めていって、なおかつ、それが複数の人、事件に関わっていて、他との量刑の兼ね合いで決まってくるというふうになってくると、我々素人からすると、何か落としどころというんですかね、腑に落ちる落ちないというよりも、どこが妥当というか、どう決めていったらいいのかというのが分かりにくいところがあったかなと思いました。

司会者

事件が複数であったり、あるいは共犯者との関係とか、そういうのが入り組んでしまうと分かりにくいということですかね。他の方からはいかがでしょうか。2番の方、いかがですか。

2番

私が担当した事案は放火と殺人未遂でしたので、量刑グラフを見るときに、放火でどうなのか、実際に放火といってもいろいろ、油をまいたとか灯油をまいたとかいろいろありまして、今回私が担当しましたのは、タオルにライターで火をつけてというところで、放火では軽い方ですねという話から、量刑を決めていったんですけれども、そこに至るまでに裁判官から、こういう見方もありますよ、ああいう見方もありますよといったアドバイスのようなものをいただいたりなんかして、皆さんで意見を出していって、そういうところでは分かりやすかったかなというところです。特に量刑グラフを、放火と殺人とか心中とか、いろんな組合せでいろんなパターンで出していただいて、その中から、どこだというところを議論する形だったので、すごく分かりやすいと思いました。

司会者

いかがでしょうか。こうしてもらったらよかったのに、というのがあまり聞こえないんですが。皆さんすごく意見をまとめやすかったという感じの御

印象ばかりなんではないでしょうか。裁判官は他にもたくさん事件を担当しているから、刑を決めるにあたって、他の事件と比べることができる反面、皆さんは初めて裁判所で裁判員裁判に携わって、自分の担当した事件しか知らない中で決めないといけない。行為責任の考え方とか、あるいはグラフを参考にしながら話し合いを進めていくわけですが、それで特に不便とか分からないということではなく進められたと。

7 番

最初は、本当に裁判員は年齢も、背景というか、働いてる人、働いてない人、ばらばらなので、本当にまとまるのかなという感じだったんですね。それとどういうふうに進んでいくんだろうというのがあったんですけど、先ほどから不便なところはありませんかというお尋ねが多いんですけど、私の場合は全く不便は感じませんでした。自分の意見をまとめるのも、みんな上手な人ばかりじゃないんですよ。ですけど、うまくいろんな御提案をいただく中で、それぞれの人たちがきちんと発言をして、まとまる場所にまとまっていったなという感じなので、特段不便はありませんでした。

司会者

逆に、裁判官に誘導されてしまったんじゃないかとか、そんなことはありませんでしたか。

7 番

それもないですね。

司会者

それもないですか。他の方で、いや、何かこんなルールに乗せて真っすぐ引っ張られちゃったんじゃないかというふうに思われている方、いらっしゃれば是非おっしゃってください。

4 番

そういう意味では、先ほどの複数重なったときの落としどころという観点

では、大分、裁判官の経験といいますか、過去の例と言われたところに、やっぱりそのぐらいなのかなという判断を自分の中で追加したのがあるかなとは思っています。

司会者

実際の評議がどうだったかは別としてそういうふう感じたなとか、印象などについて聞いておりますが、その辺りいかがでしょうか。

2 番

特にありません。

司会者

日本の裁判員制度は、有罪か無罪かを決めるだけではなくて、刑を決めるところも裁判員の方に入っていて、裁判官と裁判員と一緒に刑を決めるというシステムになっております。刑を決めるところに一般の市民の方が加わるこの意味を実際に御経験されてどう感じられたでしょうか。そういう経験を通じて感じたこと、考えたことをお聞きしたいと思います。はい、どうぞ。

5 番

初めて参加させていただいて、本当に勉強になりました。傍聴もしたことがなかったので、こういう手続で、本当にドラマのようにこうやって進むんだなということを改めて実感できたので、非常に勉強になりました。もう一つは、裁判官の方だけで決めていくというのは相当心的ストレスもあるし、その世界での判断になってくるので、多分感覚的には市民の感覚が、ずっとやってるのと違った部分も何か出るんじゃないかという感じもするんですね。そういうところで市民の普通の感覚を持ち込んで一緒にやるというのは、非常に重要なことかなと思いました。

司会者

いかがでしょうか。3 番の方。

3番

同じですね。非常に経験できないことをさせていただいたので、そうですね。

司会者

はい、どうぞ。

7番

やはり有罪か無罪か決めるだけではなく、量刑を決めるというのが重いんですね、感覚としては。市民としてはですね。量刑を決めなきゃいけないということから、やっぱりみんなもその事件とかこういったことに向き合うという意味では非常にいい制度だと思いますし、周りでは裁判員に選ばれた人っていないんですけれども、だんだん多くの方が経験されるようになると、いろいろなことが、人ごとで進んでいるこの日常のことが、もう少し自分のこととして落ちてくるという意味でも、非常にいい制度だという印象を持ちました。

司会者

1番の方、いかがですか。

1番

やっぱり量刑を決めるということは意味があると思います。いろいろあるんですけど、決めるための知識とかそういうものが全くないと非常に難しいなど、市民が参加してやるということはちょっと重たいものがあるって、そこから辺を今後どうするかというのは、課題でもあるなと思います。

司会者

2番の方。

2番

私も非常に勉強になりました。非日常で、こういうことに参加させていただいて、いろんなことを考えさせられました。やはり今1番の方がおっしゃ

ったように、とにかく自分も全く素人で、そういった意味では、もう少し広い視野でいろんなところに挑戦して、あと、評議の秘密とか、言ってはいけないこともたくさんあるので、その辺ももう少し開示できて、この次に参加された皆さんが少しでも困らないようにというか、決めやすいようになっていけたらいいかなとは思ってます。

司会者

4 番の方はいかがですか。

4 番

自分が最後に量刑を決めるときに、全部の議論が終わって決めていきましようというふうになったときに、すごい重いなあというふうに感じていたのを思い出しました。今回、数年という刑を結論として出したんですけど、これが殺人事件であるとか、それこそ十何年とか、長い刑を判断しなきゃいけないという事案だったら、一般人がそういったところの判断をしていいのかというふうに思う部分は正直あります。そこが裁判員からすると判断を逃げたいと思う部分として、やっぱりあったかなと思いました。だから、場合によっては、本当に重いものに関しては裁判員が関わらないというようなことがあってもいいのかもしれないと今日いろんな方々の意見を聞きながら、まともらないんですけど、そういうふうにも思いました。

司会者

6 番の方。

6 番

一言で言えば、経験してなかったことを経験しましたんで、裁判というのがこんなものかというのですごく勉強になりました。あと、周りから耳にするのは、裁判員をやりたくないという声で事件の質にもよるんでしょうけど、殺人事件なんかだったらとんでもない話であって、写真も見れないしね。また、例えば、私は3日間だったんですけど、1か月とか2か月と、込み入っ

た事件の場合に期間が長い場合もあると。そんな場合果たしていろんな面で心身ともに保つかなと。ですから、無作為で選んでいるんでしょうけど、やっぱりある程度、この事件は本当に一般的な人では無理だから、選ぶにしてもある程度長けている人を選ぶとか。殺人だとか覚せい剤とかいろんなものがミックスになっている事件に対応できるだけのものを持ち合わせてる人って多分少ないだろうし、私の周りの人も、そんな込み入った事件は絶対無理だよと、だから絶対断わるんだよねというふうな話をみんなしています。そんな感じの感想ですね。

司会者

ありがとうございました。それでは、検察官、弁護士それぞれのお立場から裁判員経験者の方に今回のテーマに関して御意見を聞いておきたいことがありましたら、御質問いただければと思います。まず検察官から。

西澤検察官

長時間にわたって今日はお疲れさまです。せっかくの機会ですので教えていただければと思いますのは、各御担当になった事件の中で、検察官が最後に求刑というのをすることになっておりまして、なぜそういう、例えば懲役何年という求刑をしたのかという、その思考プロセスといいますか、論拠的なものもお示ししています。その思考プロセスを御覧いただいて、それが分かりやすいというところもあったかもしれませんが、逆に、何でそういうふうになるんだろうと違和感をお持ちになったり、分かりづらかったとお思いになることもあったのではないかと思います。私どもとしては、できるだけ説得力のある意見を出したいと考えておりますので、御忌憚のない御意見ということで、こういった点が分かりづらかったとか、こういった点が分かりやすかったといった感想のようなものがもしおありであれば、是非お聞かせいただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。弁護人の立場からも一緒に聞かれますか。

堀越弁護士

今日はどうもありがとうございました。検察官と同じで、弁護人の立場としても、弁護人の方の科刑意見というか論理構成に対して、裁判員の皆さんがどういうふうに感じられてるのか、一番関心のあるところでもあります。是非弁護人の意見はこうだったという御感想をいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

司会者

いかがでしょうか。どうぞ。4番の方。

4番

覚えてることだけ先に言わせていただきますと、検察官の説明は、一番最初に事件のあらましを説明するというので、時系列で頭から順番に説明をされていたので、分かりやすかった部分があるんですね。資料も時系列に並んでいました。一方で、弁護人は、弁護したいポイントに対していろいろ意見を言われるというところがあって、それが時系列になってなくて、ぽんぽん、ぽんぽん、いろいろ飛んでいくので、どこのことを言っているのかトレースしていくのがとても大変だったなというのを覚えています。資料そのものは分かりやすく説明はされているんですけども、飛んでいくのでそこに追いついていかなきゃいけないというのが少し大変だったなと思います。

司会者

あわせて、検察官、弁護人それぞれがこういう刑にしてほしいと、あるいはこういう刑にとどめるべきだと主張しますが、その主張はどうだったでしょうか。こういう考えになるというのが分かりやすかったのか。

4番

正直言って、最後に落ち着くところの両側に来たなという感じでした。それぞれ過去のいろんな事例から、これだったらこのぐらいというのをもち

なんだろうとは思いますが、感覚的には検察側はちょっと重いなというふうに思ったのと、弁護人側はちょっと軽くないかなというふうに思ったかなというところです。もう少し何かピンポイントで、事件によって違うのかもしれないんですけど、私の場合は非常に分かりやすい議論の事件だったので、そんなに開くものなのかなというふうには正直思いました。

司会者

7番の方から伺いましょうか。

7番

今回私が担当した事案では、弁護側がもう最初から苦しいなという感じでした。事案の内容にもよるんでしょうけれども、どうして執行猶予が付けられるのかという辺りをもうちょっと掘り下げて御提示いただければよかったかなというふうに思いました。一方、検察側は非常に論理的だったので、素人がその資料を見ればそうだよなという感じでしたので、その辺りがすごい対照的だったなという印象です。

司会者

6番の方はいかがですか。

6番

検察官の説明に関しては、非常に分かりやすく、素人の私でも結構分かりましたので、あっ、なるほどなというふうには感じました。あと、弁護人はやはりピンポイントで結構攻めてきてるかなというのがありました。ある程度罪を認めてる部分もありますので、流れとしては、弁護人からするといかに罪を、ある程度年数を落としていくかというせめぎ合いみたいな感じで、検察官は結構多めに言ってるかなみたいな感じで、真ん中ぐらいで落ち着くのかな、みたいな感じで聞いていました。弁護人も大変だなというふうには感じました。

司会者

5 番の方はいかがですか。

5 番

検察官の方は時系列で、証拠もちゃんと型通り用意されているので、非常に分かりやすかったですね。ただ、弁護人とかとのやり取りが入ってきたときに、ちょっと若い方だったので、少しやり取りでつまづくというか、そこに裁判長が入って整理をしたりして、その辺の経験のなさというか、それはちょっと感じたところはありませんでしたが、全体の流れとしてはスムーズにあっていて、どちらかというところ、できるだけ小さいものも刑が重い方へ引っ張っていくというような感じが印象としてはありました。弁護人は、主犯格の方はどうしても暴力団なんで、言われてる参考人の方も何か無理やり引っ張り出されてきたような感じで、多分手がない、カードがないというか、そんな状況の中で弁護しなきゃいけないというところがちょっと見えたりして、とにかく何でもいいから材料に入れて少し刑を軽くしてくれというのがちょっと見えたような感じがありました。もう一人の運転手の方は、弁護人の方もある程度、材料が用意されていたので、そこは判断するのに十分足りるものがあつたかなというふうには思いました。

司会者

3 番の方。

3 番

そうですね。検察官も弁護人も、両方の資料を見ていくと、両極端だなというのは正直感じました。また、検察官の方は、非常に厳しい、資料としてはすごくよくできてるんですけど、厳しい書かれ方をされていて、逆に弁護人の方の意見では、一般情状に訴える部分が非常に大きかったというのがすごく印象に残ってます。

司会者

2 番の方。

2 番

検察側の資料，あと求刑のときも，とても分かりやすく，すごくプレゼンが上手と思いました。時系列にちゃんと書いてありまして，刑を軽くする要素はないんだよというところで，実刑を求められました。一方，弁護人の方は，もともと執行猶予をということで情状酌量するということをしつと羅列しておっしゃってありまして，お互い実刑と執行猶予というところで，それぞれ訴えられてるところが別なんですけれども，両方とも分かりやすいなと思いました。

司会者

1 番の方。

1 番

私が担当した事件は実刑ということで，弁護人も検察官もその前提で，争点は刑期が何年かということだったと思うんですが，検察官の資料は皆さんおっしゃっているように非常に理詰めがよくできてるなど。最終的には，どちらかといえば，過去の判例から見るとちょっと重いものを書かれていました。弁護人の方は，どちらかという一般情状で，初犯ですか，前科ありませんか，裁判どうですか，示談済んでますか，家庭環境とか，更生も大丈夫ですよというのをずらっと書いてるんですけど，もう少しここをポイントとして主張したいんだというところを，ピンポイントでやっていただいた方が，私にとっては非常によく分かったかなと。言ってることは理解できるんですけど，一番何を言いたいのがちょっと分からなかったなという印象です。

司会者

先ほどの検察官，弁護人のお尋ねに一巡して皆さん答えていただきました。個別のお答えの中で，もう少し掘り下げて聞きたいというところはおありでしょうか。

西澤検察官

今のお答えとは少し違って、ちょっと遡った話になってしまうのですが、よろしいですか。

司会者

はい。

西澤検察官

先ほどの議論の中で、いわゆる量刑グラフを御覧いただいて、その中で重いか軽いかということ判断することはそれほど難しいことではなかったというお話だったような印象を私は受けたんですけども、重い事案というのはこういう事案ですと、軽い事案というのはこういう事案ですというのが頭に浮かんでいないと、今回の事件が全体の中で重いのか軽いのかというのをイメージするのもなかなか実際難しいんじゃないかなと思うんです。検察官は論告の中で、例えば行為態様が重い方ですよとか、結果も重い方ですよとか、動機はこうですよということを抽象的には申し上げるんですけども、それはある程度検察官として経験を積んでる中で、全体から見ればそういうふうに私たちは考えるということで申し上げています。ただ、初めて御覧になった方が、重いと言われても果たしてそうかなと思われるんじゃないかと懸念している部分があって、皆さんが担当された事件の論告を拝見しますと、唯一、6番の方の御担当になった事件では、参考事例ということで、こういう事件では懲役何年ですよということが具体的に述べられたものがあったと思うんですが、それ以外はほとんどそういった言及がない中で重い軽いというのをどういうふうに御判断されたのか、あるいはそういった点で御苦労はなかったのかなというのがちょっと気になりましたので、その辺りの御感想をいただければと思います。

司会者

いかがでしょうか。何か重い軽いを判断する上で御苦労されたとか。

7番

すいません。おぼろげな記憶なんですけれども、量刑グラフを見せていただいたときに、重い軽いって、例えばこういうふうに重いと言ってるこの事案ってどんななんですかというのを質問して、具体的にこういう事案ですというのを何件か見せていただきました。これはこういうもので懲役何年でしたと。具体的な事件としてはこういうのでしたというのを何件か口頭でお示しいただいたので、評議の中ではみんながイメージを持ちやすかったというのはあったと思います。

司会者

恐らくそのグラフだけで分かるかという和多分分からなくて、今7番の方の御紹介されたような方法がとられてることが多いのかなと思うんですが、いかがでしょうか。そういう形の御紹介はあったでしょうか。

1番～7番

ありました。

司会者

御紹介は皆さんあったんですね。そういうことで、それを御覧になって、7番の方は、それと比べてみたりとか。

7番

それは重いよねとか。はい。

司会者

他の方もそうですか。他の皆さんもそういう形で、重い方、軽い方、あるいは真ん中辺りと、サンプル事例の幾つかの紹介を得て、それと比べてそれぞれ御判断を導くことができた、こういう御意見でよろしいでしょうか。

1番～6番

はい。

司会者

よろしいですか。

西澤検察官

はい。ありがとうございました。

司会者

弁護人の立場からは。

堀越弁護士

特にはございません。ありがとうございました。

司会者

報道機関の方からお尋ねになりたいことがありましたらどうぞ。

甲社A記者

甲のAと申します。私たちは通常、判決の後に毎回会見を開いていただいて、皆さんの御意見を伺うんですが、今日は皆さん判決から一定期間経ってからの御感想ということで非常に参考になりました。いろいろ報道もされてるところですが、裁判員候補者に選ばれても、お仕事などの関係で辞退をされる方が非常に増えていたり、それから選任手続においでにならない方、欠席率も結構上がってたりするんですが、皆様の中で、裁判員を務められるに当たって、お仕事や日常生活との兼ね合いで御苦労された点がありましたら教えていただけますか。また、今そういう選任手続に来られない方が多い、辞退される方が多い中で、もし何か解決策として妙案がある方がいらっしゃいましたら教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

司会者

今の点、いかがでございましょう。

6番

私は会社に申し出たんです。そしたら、人事、総務の方は、事例がないので、どういう扱いにしているのか、やっぱり有休になるんでしょうかねみたいな話なんですけど、勤め人の場合だと、会社の制度もある程度考えてもらった方が参加しやすいかなというのはありますよね。そういう届出があつて

というのが。それがない会社が結構多いみたいなので。私の会社も結構人数のいる、1000人単位の会社なんですけど、ないんですね。逆に小さいところはあるのかもしれないし、それが果たして確認されてるかどうかで、非常に言いづらかったなというのはありますよね。改めて有休にしてくださいみたいな感じなんで、有休がなかったらどうするんだという話もあるんですけど、そこら辺ちょっと考えさせられますね。

1 番

私も6番の方と同じで、まず会社に確認をしました。そうすると、あなたが初めてです。ただし、会社の制度で公休日というのがありまして、それは有休とか介護休暇とは別に公休日という制度があって、その中に裁判員に選ばれた方というのが明記されてたので、これは休めますよ。今6番の方がおっしゃったように、これは特に会社員の場合は1週間とか10日休むというのは大変なことなので、制度としてやらないと非常に難しいのかなという感想です。

司会者

他はいかがでございましょうか。

7 番

私も会社員です。やはり制度がなかったもので、規定を改定していただいて裁判員休暇制度というのを作っていただきました。その件を裁判に来たときに裁判官に申しあげたら、国からも多少働き掛けはしているというようなお話だったので、その辺のアナウンスをもう少し大々的にすると、特に中小企業なんかはなかなか休むのが難しいんですけれども、大企業とかが率先してどんどんこういう休暇を作っていくというような体制に国としてなっていければもっといいと思います。

司会者

他の方はどうですか。

4 番

私も会社員で、先ほど言った公休扱いというのがあったので、結果的にはそれにしました。休みがというよりも、仕事を進める上で、集まって翌日から審理が始まり、それが抽選で決まりますとなっているので、いろいろスケジュールを組んで調整するのが非常に難しかったです。抽選に当たるとすぐ審理ではなく、多少日にちを空けていただくとか、そういったところを含めて考えていただけると、もう少しやりやすくなるのかなと思いました。あと、私が担当した日程が、連休明けの初日だったので、休みの後にまた休むというようなところがあったので、なおさらそういうところがありました。あと、多分ここに参加されてる方は皆さん裁判員をやってよかったというふうに思っていると思うんですね。何らかの判断で辞退されているのは、私自身は非常にもったいないなと思います。いい経験させていただいたというふうに思っていますので、私は私の周りの人たちにできるだけ勧めるとか、そういう話があれば是非行けというふうな形でPRはしていきたいなと思っていますが、欠席率を小さくするための妙案というのは、申し訳ないですけど、ないです。

司会者

よろしいでしょうか。

甲新聞A記者

はい、結構です。どうもありがとうございました。

司会者

それでは、他の出席者の方からここを聞いておきたいというのがありますか。

牧野弁護士

第二東京弁護士会の牧野と申します。2番の方に質問なんですけど、評議の秘密がもう少し開示されるとよいというお答えがあったので、その点について差し支えない範囲でお伺いしたいんですが。2番の方の事件は放火で無

理心中で、情状はかなり長時間働かされて、しかし行為態様として放火だけではなくて妻の首を絞めているということで、実刑か執行猶予かでかなり議論が伯仲するような事案だと思うんですね。だからこそ、2番の方の評議の秘密がもう少し開示されるとよいという点にちょっと興味を持ったんですが。これは、ある程度は今までの市民が入った量刑分布の中にもこの事件が生かされていくと思うんですけども、それは別にして、過去にこういうような無理心中とか実刑か執行猶予かで争われた事案で、実刑になったのはこういう理由でファクターで重視したとか、執行猶予ならこの点で執行猶予にしたとか、そういうのももう少し開示されてれば、自分のときの議論にも役に立ったんじゃないかと、そのような意味で言われたんでしょうか。

2番

それも確かにあります。あと、もともと裁判員裁判で他の方が、私の周りで経験された方がいらっしゃらなくて、実際やりたいという人とやりたくないという人がいて、どうやって決めるかが分からないからやりたくないとか、あとは今回経験したことを会社で発表する場があったんですね。ミーティングの中で。そうすると、皆さんが多分一番興味がある、どういうふうに量刑を決めるのかというところが、なかなかお話ができなくて、私自身がすごく苦しんだことがありましたので、もしそういったところがお話しできれば、少しでも選ばれたときにやってみようかなと思えるようになるのかなということで、先ほど申し上げさせていただきました。

牧野弁護士

分かりました。ありがとうございました。

司会者

他はよろしいですかね。皆さんの先ほどのお話では、量刑評議は、説明も分かりやすく理解ができた、それから法廷でのいろんなやり取りも分かりやすい、それぞれ皆さんなりに自分の意見をまとめることができた、それで議

論ができたとして、こういうお話が多かったのかなと思います。そうだとすると、もっと良くするために更にこういうところをこうしたらいいんじゃないか、あるいは、具体的なものじゃなくても、こういうことだけは心掛けてほしいとか、そんなメッセージを最後にそれぞれ伺えたらありがたいなと思うんですけど。1番の方からいかがでしょうか。

1番

裁判自体の中身ですね、これをある程度開示していかないと駄目じゃないかなと思います。今2番の方がおっしゃったように、いろいろ聞かれても答えられないと、知りたいことが入ってこない、どっちかというマイナスの思考に陥ると思います。

司会者

2番の方からは、先ほどの点に加えて。

2番

どうしても裁判員裁判という重い事件、いろいろニュースで報道される、すごくひどい事件を担当しなきゃならないというところで、多分裁判員候補者に選ばれて、名簿登載通知が来たときに、ああ、どうしようって皆さん思うと思うんですね。そこをもう少し参加したいなと思えるような情報の発信というのがあってもいいのかなと思いました。始まったばかりのときには、結構テレビで、こういうことですよ、ああいうことですよっていろいろ宣伝してたと思うんですけども、今、始まって10年近くでしょうか、そういうところをもう少しやっていくといいのかなと思いました。

司会者

3番の方。

3番

今2番の方がおっしゃったんですけども、要は裁判員制度の周知とか広報、それとあと各職場での研修等を実施していただければ、もうちょっと理解も

深まるのかなというのは感じました。

司会者

4 番の方。

4 番

考えがうまくまとまらない部分はあるんですけども、裁判員裁判を経験した後で、テレビの報道で、裁判の判決が出ましたというニュースがあったりするときに、裁判員裁判でというようなことをあえて言ってるのかなと思うんです。ニュースになるものって非常に事件が特殊だったり殺人事件であるとか、ある意味、裁判員として参加する事案としては非常に何かこうマイナスのイメージが強いものがニュース性があるというところで取り上げられることが多いと思うので、そういう場合にあって裁判員裁判という言い方をしない方がいいんじゃないかなと。裁判と言ってしまえば普通の人はそうかと思うんですね。周りの人に裁判員に選ばれたと言ったときに、どうなの、殺人じゃない方がいいよねというような話がどうしても出てくるんですけど、そういうものばかりじゃないのも事実だと思いますし、自分がそういうものに携わらなかったから言える意見なのかもしれないんですけども、そういう報道というんですかね、マイナスのイメージをいかに払拭するか、出さないかというようなことも含めて考えてみたらどうなのかなと思いました。

司会者

5 番の方。

5 番

もうお話が出てるんですけど、やっぱり裁判員制度に関しての情報をもう少し出された方がいいと思いますね。さっき妙案はないかというお話が出ましたが、もう少し広報にも力を入れられた方がいいような気はします。例えば、選任手続のときに抽選して、そこで外れるのか当たるのか分からないという、そこもあるんですよ。休みを取ってたのに、抽選に外れたら、

何だ、なしなのかみたいなの、そういうプロセスも全然分からなかったの、
そういうところからでも何か情報を出された方がいいのかなという感じはし
ます。あとは、やっぱり僕もすごく勉強になったんですね。だから、それ
が自分のこととして、身近なこととして感じられるような広報をした方がい
いと思ったんですね。というのは、この案件、実は僕の割と近所というか
近くで起こった案件なんですね。判決後、報道の方から怖くなかったです
かと、つまり近所だからまた会う可能性もあるのではという質問もありました
けど、なので、そういう身近なこととして捉えられるような出し方をされた
らいいんじゃないかなというふうに思いましたね。あとは、これをきっかけ
に、僕は、量刑のあり方が果たしてどうなのかなという。日本だとアメリカ
と違って200年とか100年とか刑の年数を重ねませんよね。日本の場合
は割とそこを大目に見るようなところがあって、今、刑務所の中もかなりい
っぱいになってきているという。それも皆さん税金で養われてるわけですね。
今もっとひどい状況に置かれてる人たちは他にいっぱいいるわけですね。だ
からそういうことを見ると、量刑というか、これのあり方というのは、果た
して今のままでよいのだろうかという、そっちの方にちょっと興味が行った
もんですから、そういう面でも何か情報をもっと出るといいなと思いました。

司会者

6 番の方。

6 番

そうですね。一言で言えば勉強になって、一度経験してみたいなというふ
うに思っていましたんで、選ばれたときには、ああ、やったなという感じだっ
たんですけど、意外と周りではやりたくないという人が多いんですね。や
はり俺には関係ないみたいな感じの人が結構多くて、身近なものじゃないと
感じているみたいなので、例えば会社の総務用のパンフレットだったり、ど
こかで目に付くような、役所関係で目に付いてもしょうがないと思うので、

違う形で目に付くようなもので、もっと身近に感じられるような、参加しやすいものにしていけば、これからもっともっといい裁判ができていくんじゃないかなと思いますね。

司会者

7 番の方。

7 番

もう皆様から十分意見も出てると思うんですけども、やはり 10 年という節目ということもあるので、広報を見直していかれるといいと思います。実際、届くまでは、呼出状みたいなものってすごい怖い感じで、封筒も東京地裁刑事部とか書いてあって、もう殺人かみたいな気分になっちゃうんですよ。だからそういうのではなくて、日頃もう少し広告というかされて、呼ばれたら、よかったなと、勉強になるなと思うぐらいの感じにしたらいいと思うし、それから 6 番の方がおっしゃったように、会社をもうちょっと啓蒙した方がいいと思うんですね。そうすると、会社員がもう少し参加しやすくなるかなと。お仕事の業態とかでもいろいろあると思うんですけども、うちの会社は企業内弁護士が、国民の義務だから行かないというあれはないと、仕事は他の人にやらせて行けと言うような人だったので、規定も改定したような感じだったんですけど、そういう動きが出てくるようにされればいいと思います。

司会者

ありがとうございました。長時間にわたりまして、貴重な御意見をたくさん賜うことができました。また多くの方から、10 年を迎えてこの先どうするのかと色々な問題意識も提起されたところでもあります。それもまた貴重な御意見として伺って、今後のこの制度をより良いものとして運営していくように今日ここに出てきている法曹三者、裁判所だけではなくて検察官、弁護人も含めて考えてまいりたいと思います。本当にどうも貴重な御意見あり

ありがとうございました。

以 上